

令和6年10月分以降用

支給開始月特例 ☐

転出(予定)日
[R . .]

月～

様式第2号（第1条の4関係）

（表面）

児童手当 認定請求書

（あて先） 江 別 市 長

【課税情報の確認に係る同意】

児童手当の支給要件の該当性を審査するため、江別市が必要な税情報
の公簿等の確認を行うことに同意します。

（受給者整理番号）

提出
年月日

令和

・

・

請求者	ふりがな					② 生年月日	昭和 平成	③ 個人番号						
	① 氏名													
	④ 住所	〒 06 -								名称	銀行 金庫 農協			
		江別市								店名	店			
	今年1月 1日時点 の住所	☐ 江別市				都 道 府 県				支払希望金融機関 （請求者本人名義）	口座 番号	普通・当座・貯蓄		
	昨年1月 1日時点 の住所	☐ 江別市				都 道 府 県						口座 番号		
⑤ 配偶者の有無	・有 ・無	⑥ 職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	⑦ 加入している 公的年金制度	ア. 厚生年金保険 （ ）私立学校教職員共済 （ ）国家公務員共済 （ ）地方公務員等共済 ※該当する場合は○を記入				イ. 国民年金 ウ. その他（ ）					
配偶者等	ふりがな					生年月日	昭和 平成	⑩ 職業	ア. 被用者 イ. 公務員 （勤務先: ウ. 被用者等でない者	⑪ 個人番号				
	⑨ 氏名													
	⑫ 住所	※請求者の住所(④)と異なる場合				今年1月 1日時点 の住所	☐ 江別市				都 道 府 県	市 区 町 村		
		電話（日中繋がる）		- -		昨年1月 1日時点 の住所	☐ 江別市				都 道 府 県	市 区 町 村		

⑬ 児童	氏名（続柄）		生年月日	同居 別居	海外留学をして いる場合の 出国年月	住所 ※請求者の住所(④)と異なる場合	監護の 有無	生計 関係	児童との関係	手当区分
	※0歳から満22歳に達して最初の3月31日を 過ぎるまでの間のすべての児童									
	ふりがな	続柄（ ）	平成 令和	・同居 ・別居	年 月		・有 ・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・19～22歳 ・高修了前 ・3歳未満 ・第3子
	ふりがな	続柄（ ）	平成 令和	・同居 ・別居	年 月		・有 ・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・19～22歳 ・高修了前 ・3歳未満 ・第3子
	ふりがな	続柄（ ）	平成 令和	・同居 ・別居	年 月		・有 ・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・19～22歳 ・高修了前 ・3歳未満 ・第3子
	ふりがな	続柄（ ）	平成 令和	・同居 ・別居	年 月		・有 ・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・19～22歳 ・高修了前 ・3歳未満 ・第3子

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎太枠内のみ記入してください。
◎字は、楷書ではっきり書いてください。

認定・却下年月日

入力

手当月額

令和

・

・

支給開始年月

高修了前分

円

3歳未満分

円

第3子分

円

令和

・

合 計

円

（確認事項）

☐ 本人確認済

☐ (ひとり親)児童扶養手当申請案内

☐ 個人番号記載兼利用同意済

☐ 交通事故等災害遺児手当確認済

☐ 3歳未満の児童がいる非被用者の国保画面確認済

☐ 請求事由（出生・転入・その他

）

☐ 受給権消滅確認

受給資格者：

消滅日(転出予定日)：

・

・

市区町村名：

所属庁（公務員）

（不足書類等）

☐ 健康保険証(請求者)

☐ 金融機関

☐ 別居監護申立書

☐ 個人番号

☐ 監護・生計費確認書

☐ その他

月次処理

受 付

決裁

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ④の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ③の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、⑤、⑥及び⑦の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑫の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を左欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に左欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑦の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
コ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。